

播磨町夏まつり2007

※小雨決行・雨天中止(順延なし)
7月28日(土)

午前10時～午後9時30分
 問い合わせ●住民グループ
 ☎079(435)2364

「ひとの和、まちの和、
 おどりの輪」



至播磨新島



- ### 特設ステージ
- ステージ……………午前10時～午後7時20分
 - 県警音楽隊……………午前11時～正午
 - 仮装大会子どもの部 ……午後4時～午後4時30分
 - 仮装大会大人の部 ……午後7時～午後7時20分
 - 炭坑節よさこいバージョン……………午後7時20分～午後7時30分
 - 総踊り……………午後7時30分～午後9時
 - お楽しみ抽選会……………午後9時～午後9時30分

- ### テニスコート
- 雪遊び・そり遊び……………午前10時～午後6時

- ### 総合体育館
- 子供遊具コーナー ……午前10時～午後5時
 - 竹とんぼづくり……………午前10時～午後1時

- ### 中央会場
- 模擬店……………午前10時～午後9時
 - 白バイの展示……………午前11時～正午
 - クロリティ・スナッグゴルフ……………午前10時～午後5時
 - ゲームコーナー……………午前10時～午後6時
 - たこのつかみどり……………午前11時～午前11時30分
 - ……………午後3時～午後3時30分
 - ……………午後5時～午後5時30分
 - 水道水啓発コーナー……………午前10時～午後5時
 - お茶席……………午後3時～午後7時
 - お茶券を中央公民館で前売しております。250円(当日300円)
 - 雨天中止の場合は返金いたします。



- ### 浜田公園他(自由広場)
- ミニSLに乗ろう……………午前10時～午後6時
 - アトラクション……………午前10時～午後6時
 - ミニサスケ……………午前10時～午後6時
 - ジュース類販売……………午前10時～午後6時

P
**駐車場の
 ご案内**

会場内の駐車場はご利用できません。一般駐車場は阿閉漁港の臨時駐車場を利用してください。または、役場より無料シャトルバスが出ておりますので、役場の駐車場をご利用ください。
 ●各イベントの内容については都合により予告なく変更となる場合がありますので、ご了承ください。

場所●浜田公園および総合体育館
 [当日の問い合わせは 役場☎079(435)0355]

国民健康保険税の税率を改正

▼問い合わせ
 税務グループ ☎079(435)0358

国民健康保険税の平成19年度の税率は、 表①の通り改正されました

保険税は、医療給付費分と介護納付金分の合計額で、医療給付費分はすべての被保険者が、介護納付金分は40歳以上65歳未満の被保険者が対象になります。

医療給付費分の税率は、必要な医療費の額などを基に、介護納付金分の税率は、社会保険診療報酬支払基金への拠出予定額を基に毎年見直しを行っています。

しかし、今年度は基金(貯金)の取り崩しにより、一人当たりの負担額を抑え、資産割を除く税率は前年度から据え置きとなっています。

医療給付費分については、資産割廃止に向けて、今年度は資産割を5.0%(前年度比5%減)に下げ、所得割は8.3%、均等割

と平等割は、それぞれ29,520円、23,280円となっています。

限度額については、税制改正により53万円から56万円に改正されました。

介護納付金分については、医療給付費分の考え方を踏襲し、資産割を2.0%(前年度比1.5%減)に下げ、所得割は2.4%、均等割は9,840円、平等割は5,400円となっています。



表① 平成19年度国民健康保険税の税率

	医療給付費分		介護納付金分	
	18年度	19年度	18年度	19年度
①所得割	8.30%	8.30%	⑤所得割	2.40%
②資産割	10.00%	5.00%	⑥資産割	2.00%
③均等割	29,520円	29,520円	⑦均等割	9,840円
④平等割	23,280円	23,280円	⑧平等割	5,400円
課税限度額	530,000円	560,000円	課税限度額	90,000円
①所得割：被保険者の18年中の所得金額から33万円を控除し、8.30%をかけた金額			⑤所得割：医療給付費分と同様に計算し、2.40%をかけた金額	
②資産割：被保険者の19年度の固定資産税額に 5.00% をかけた金額			⑥資産割：医療給付費分と同様に計算し、 2.00% をかけた金額	
③均等割：被保険者1人につき 29,520円			⑦均等割：被保険者1人につき 9,840円	
④平等割：1世帯につき 23,280円			⑧平等割：1世帯につき 5,400円	
1年間の保険税額=①+②+③+④ (最高56万円)			1年間の保険税額=⑤+⑥+⑦+⑧ (最高9万円)	

※介護納付金分は、40歳～64歳の被保険者の方のみ課税されます。※**■**部分が、変更点です。

保険税の納期限

保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末(12月は25日)で、その日が金融機関の休日となる場合は翌営業日となります。

保険税の2割軽減

次の要件の該当者には、申請書を送付しますので期限内に提出してください。この申請が認められると国民健康保険税の一部が軽減(減額)されます。

表② 国民健康保険税2割軽減額(減額)

	医療給付費分	介護納付金分
均等割 加入者1人につき	5,910円	1,970円
平等割 1世帯につき	4,660円	1,080円

▼**所得要件** 平成18年中の総所得金額が次の式で求めた金額以下の世帯

$$33\text{万円} + (35\text{万円} \times \text{被保険者数})$$

ただし、平成18年に風水害などの災害に遭われたり、事業の休止、廃止があったなどの事情で所得の低下を招いたが、平成19年には所得の状況が改善された方などは、この制度を受けられない場合があります。

▼**軽減(減額)額** 国民健康保険税の均等割、平等割が2割軽減(減額)されます。軽減額は表②の通りです。

▼**申請期限** 7月31日(火)まで。7月以降に国民健康保険に新規加入された方は、指定された期日まで申請してください。

保険税の減免申請

失業、退職などにより所得が激減するなど、一定の要件を満たすときは、申請することによって保険税の減免を受けることができます。提出期限は、納期限の7日前までとなっています。



所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者(世帯主)と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養となっている方、給与や年金の支払報告書が提出されている方は不要です。

所得の申告がなければ軽減(減額)も受けられませんので、ご注意ください。

保険税を滞納すると

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続をすることによって、医療費の7割分を請求することができます。さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。

健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期内に納めましょう。

口座振替の「利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。郵便局でもご利用いただけます。

住民税の改正についてのお知らせ

国と地方の役割の見直しが進む中、自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを提供することを目的に行う三位一体の改革の一つとして、国から地方へ税源移譲が行われます。そのため、皆さんに納めていただいている住民税の計算方法が平成19年度から変わります。ここでは、その主な改正点についてお知らせします。

▼問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

①税源移譲により、所得税と住民税(所得割)の税率が変わります(すべての所得割課税者対象)

国から地方への税源移譲を目的として、個人住民税の所得割、所得税の税率が変わります(下表参照)。これは税源の移し替えなので「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりませんが、後述②「定率減税の廃止」や③「65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置」の縮小によって、実際の住民税額は増えることになります。

また、個人住民税と所得税の納付方法の違いによって、

税源移譲の影響が出る時期にズレがあります。

例えば、サラリーマンのようにつに、毎月の給料から税金(個人住民税・所得税)を天引きされている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から実施されますので、税源移譲の影響は税負担の減少が先行されます。一方、事業などをされている確定申告により所得税を確定されている方は、所得税の減少は平成20年2月～3月の確定申告から、個人住民税の増加は平成19年6月から実施されますので、税源移譲の影響は税負担の増加が先行されます。

②定率減税が廃止されます(すべての所得割課税者対象)

平成11年度に導入された定率減税は、住民税についてはその年度分の所得割額の15%相当額(最高限度額4万円)、所得税についてはその年分の税額の20%相当額(最高限度額25万円)の減税が行われました。しかし、導入時と比較した経済状況により、18年度(所得税は18年分)は減税率が半分に縮小され、19年度(所得税は19年分)から廃止されます。

その結果、税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税廃止により、税負担が増えます。

表②

	平成18年	平成19年以降
所得税	平成18年1月分から税額の10%相当分を減額(上限125,000円)	平成19年1月分から廃止
住民税	平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(上限20,000円)	平成19年6月分から廃止

③65歳以上の方の非課税措置(65歳以上の方対象・住民税のみ)

平成17年1月1日において、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれの方)で前年の合計所得が125万円以下の方については、平成18年度は年税額の3分の2が減額されていました。平成19年度は年税額の3分の1が減額となります。(平成20年度からは全額課税となります)その結果、税源移譲による税負担は変わりませんが、経過措置の縮小により、税負担が増えます。

表③

平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
均等割 1,300円 所得割 3分の1を課税	均等割 2,600円 所得割 3分の2を課税	全額課税

※平成18年度から上記の均等割に県民緑税800円が加算されています。(県民緑税は減額の対象にはなりません)

④調整控除が創設されます(すべての所得割課税者対象・住民税のみ)

所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められています。このことにより、同じ収入でも住民税の課税所得は所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうこととなります。

このため、一人ひとりの納税者の皆さんの人的控除に応じて、住民税を減額するために調整控除を新設し、皆さんの税負担が変わらないように設計されています。(ただし、生命保険料・損害保険料の控除等があると、負担額が変わる場合があります)

表④

課税所得金額	200万円以下	200万円超
課税所得金額	次の①②のいずれか小さい額の5% ①個人住民税の課税所得金額 ②所得税と住民税の人的控除額の差の合計額	{(人的控除額の差の合計額-個人住民税の課税所得金額-200万円)}×5% ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

表①

所得税 平成19年1月 徴収分から適用	4段階の税率を、6段階に細分化(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)
住民税 平成19年6月 徴収分から適用	3段階の税率から、一律10%にフラット化(町民税6%・県民税4%)

実際にどのくらい税金が変わるの? (先の記事①②③④参照)

モデルケース 65歳以上で公的年金収入200万円の方の場合
2,000,000円-1,200,000円(公的年金等控除)=800,000円(雑所得)

●住民税(平成18年度) 7,800円
800,000円-430,000円(社会保険料+基礎控除)
=370,000円(課税標準額)
370,000円×5%(税率)=18,500円(所得割)
18,500円-(18,500円×7.5%)(定率減税)=17,100円
17,100円×1/3=5,700円
5,700円+1,300円(均等割経過措置分)+800円(均等割県民緑税)=7,800円

●所得税(平成18年分) 28,800円
800,000円-480,000円(社会保険料+基礎控除)
=320,000円(課税所得額)
320,000円×10%(税率)=32,000円
32,000円-(32,000円×10%)(定率減税)=28,800円

住民税と所得税の合計額
7,800円+28,800円=36,600円

●住民税(平成19年度) 26,400円
800,000円-430,000円(社会保険料+基礎控除)
=370,000円(課税標準額)
370,000円×10%(税率)=37,000円(所得割)
37,000円-2,500円(調整控除額)=34,500円
34,500円×2/3=23,000円
23,000円+2,600円(均等割経過措置分)+800円(均等割県民緑税)=26,400円

●所得税(平成19年分) 16,000円
800,000円-480,000円(社会保険料+基礎控除)
=320,000円(課税所得額)
320,000円×5%(税率)=16,000円

住民税と所得税の合計額
26,400円+16,000円=42,400円

所得税…当該年度1月～12月の収入に応じて課税されます。住民税…前年中1月～12月の収入に応じて翌年6月に課税されます。

実際にどのくらい税金が変わるの? (先の記事①②④参照)

モデルケース 給与収入500万円で配偶者(専業主婦)及び扶養親族2人(うち特定扶養1人)の方の場合
5,000,000円-1,540,000円(給与所得控除)=3,460,000円(給与所得額)

●住民税(平成18年度) 75,100円
3,460,000円-1,940,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)=1,520,000円(課税標準額)
1,520,000円×5%(税率)=76,000円(所得割)
76,000円-(76,000円×7.5%)(定率減税)
=70,300円
70,300円+4,800円(均等割)=75,100円

●所得税(平成18年分) 107,100円
3,460,000円-2,270,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)=1,190,000円(課税所得額)
1,190,000円×10%(税率)=119,000円
119,000円-(119,000円×10%)(定率減税)
=107,100円

住民税と所得税の合計額
75,100円+107,100円=182,200円

●住民税(19年度) 140,300円
3,460,000円-1,940,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)=1,520,000円(課税標準額)
1,520,000円×10%(税率)=152,000円
152,000円-16,500円(調整控除額)
=135,500円(所得割)
135,500円+4,800円(均等割)=140,300円

●所得税(平成19年分) 59,500円
3,460,000円-2,270,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)=1,190,000円(課税所得額)
1,190,000円×5%(税率)=59,500円

住民税と所得税の合計額
140,300円+59,500円=199,800円